

新島襄の「良心教育」に泥を塗る

不当解雇との闘い

同志社大学院ビジネス研究科支部長 山口 薫 (Ph.D.)

今から九年前、私は新たに設立

される同志社大学院ビジネス研究科へ「大学院担当教授の定年は七〇歳であり、世界の一流大学で博士号を取得されている先生に是非お越しいただきたい」と招聘されました。にもかかわらず、七〇歳定年まで四年を残して、今年三月末をもって解雇（雇い止め）されるに至りました。今回の措置は、教授会・理事会の議を経ない手続き違反の不当解雇であるとして、京都地裁へ提訴しました。

同時に、京滋私大教連への労働相談を経て個人加盟をさせていただき、二回にわたって団体交渉を行なってきましたが、その中で同志社の驚くべき奢り、組織の不都合が露見することになりました。

①学問の自由を不当に弾圧

「システムダイナミックスを用いた講義は認められないか

ら貴方の担当科目 (Business Economics) を外す」とビジネス

研究科のある教授から突然一方的なメールで通告を受け、その三日後に開催された教授会で「就業規則に定められた授業の担当基準（八コマ）を満たしていないので、定年延長の発議をしない」と研究科長から告げられました。

受講生から講義内容に対するクレーム等もない中で、何故このような不当な弾圧を受けるのか理解できませんでした。さらに、「六五歳以上の大学院担当教員の担当科目は、執行部の判断で変更することができるといった年齢差別的な発言も受けました。

②大学院教育の社会的責任を放棄

私は、ビジネス研究科の教授であるとともに、同大学に設置された総合政策科学研究科の技術・革新的経営専攻（二貫制博士課程）

の兼任教授でもあります。文科省

には、同専攻の設置教授として完成年齢（二〇一三年度）までこの職務を果たす旨の届出をしているにもかかわらず、任期途中でこのような不当解雇を行なったことは重大な問題です。その結果、私が担当していた博士課程の大学院生は、今年四月からの研究指導科目登録ができなくなるという事態も発生しており、文科省・大学院生への二重の背信行為といえます。

③ビジネス研究科を私物化

私は、兼任する研究科の授業担当科目を合わせると一三コマ担当しており、就業規則に定められた基準も十分に満たしているため、教授会には定年延長の審議を再三要請してきましたが、ことごとく無視されました。さらに、私はこの五年間で五本の査読付英文論文の研究実績をあげてきましたが、

そのような実績も一切考慮されませんでした。

その一方で、過去五年間、研究論文の実績が全くない教授の定年延長が承認されるような事態が起こっています。さらに当時の研究科長は、総合政策科学研究科から私の定年延長要請を受けていたにもかかわらず、教授会に諮ることなく自分の判断で黙殺するなど、研究科の私物化とも言える対応に終始しました。

④旧法人執行部の無責任体質

こうした不条理な運営がビジネス研究科で横行し、総合政策科学研究科との学内利害対立もあるので、その調整を図ってほしいことを当時の学長（兼理事長）に直接申し伝え、学長から「情報収集に努める」との返答があったものの、結局当事者への聞き取り等は行なわれず、研究者の「良心」の声も届かず、私の基本的人権は蹂躪された思いでした。

この四月から発足した学校法人の新執行部には、自浄能力を発揮し、同志社の「良心教育」の伝統を復活させていただく中で、本件に対して真摯な対応をされることを強く念願するものです。